

令和2年度下松市地域応援くだまる商品券 取扱店募集要項

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地域経済の活性化を図るとともに、感染防止に取り組む市民を支援するため、「地域応援くだまる商品券2020」を発行する。

2. 交付対象者要件

- ①令和2年10月1日時点（以下「基準日」）で下松市民全員
 - ・基準日時点で下松市の住民基本台帳に登録されている方が対象
 - ・基準日以降に死亡した場合は相続財産として取り扱う
- ②令和2年10月2日～10月31日の間の出生者

3. 商品券概要

- ①商品券名：地域応援くだまる商品券2020
- ②発行団体：下松商工会議所
- ③額面金額：1冊5,000円（1,000円券×5枚）
- ④使用期限：令和3年2月28日（日）まで
※令和2年11月初旬より使用開始（予定）
- ⑤キャラクター：くだまる（下松市公式マスコットキャラクター）
ひらめっ子（下松商工会議所キャラクター）

4. 取扱店

- ①取扱店資格：下松市内に店舗を有するもので、下松商工会議所が定める趣旨に賛同し、「取扱店登録申請書」または「取扱店登録継続同意確認書」の受領を受けたもの。また、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業等）に該当しないもの。
- ②取扱店募集：「取扱店登録申請書」または「取扱店登録継続同意確認書」に必要事項を記入し、持参・郵送・FAX（金融機関の記載がないもののみ）のいずれかの方法により下松商工会議所に申し込む。
申込みを受理した店には、「取扱店登録申請書」または「取扱店登録継続同意確認書」の写し、「商品券取扱手引」、「商品券見本」、「換金請求書」、「取扱店店頭用ポスター」を後日送付する。
- ③周知方法：下松市内商工会議所会員事業所及び昨年度参加店へ郵送、下松市広報「潮騒10月号」、下松市・下松商工会議所ホームページ、フェイスブック、その他広報活動
- ④取扱店募集期間：令和2年9月中旬～10月16日（金）
- ⑤換金手数料：取扱店は以下の手数料を、指定する金融機関を通じて下松商工会議所に支払う。
 - ・下松商工会議所会員事業所（令和2年度年会費納入者）は、無料とする。
 - ・下松商工会議所非会員事業所は、4%（1,000円商品券1枚につき40円）とする。

5. 換金方法（予定）

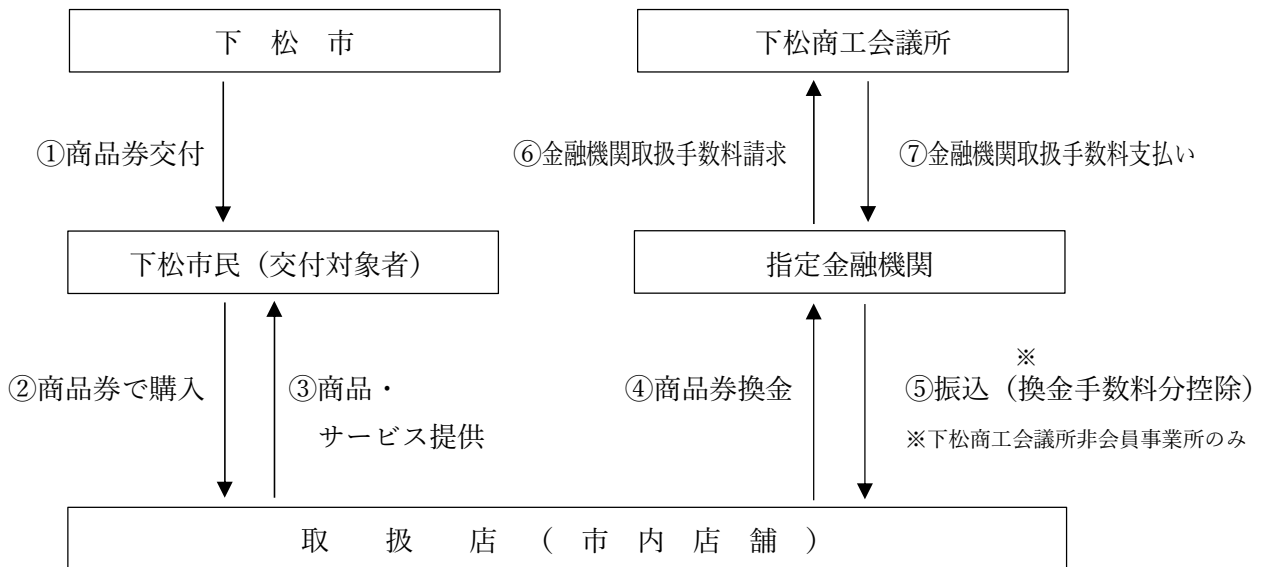
①受付期間：令和2年11月17日（火）～令和3年3月17日（水）

②場所：山口銀行 下松支店（桜町3-15-25）
山口銀行 下松支店下松駅南出張所（駅南2-4-1）
西京銀行 下松支店（北斗町8-1）
西京銀行 末武支店（美里町3-25-12）
東山口信用金庫 下松・栄町支店（西豊井894-3）

③方法：以上の指定金融機関に、7日、17日、27日（金融機関が休業日の場合は前営業日とする）に通帳、商品券及び換金請求書を持参し手続き終了後、商品券額から換金手数料を差し引いた額を指定口座に入金する。

④金融機関取扱手数料：換金に係る金融機関取扱手数料は下松商工会議所が負担する。

<業務フロー図>



6. 商品券の利用対象とならないもの

- ①換金性の高いもの（商品券、ビール券、図書カード、切手、印紙、プリペイドカード等）
- ②出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、電気、ガス、水道料金、通信料金等）
- ③金融商品（有価証券、宝くじ、保険、先物取引等）
- ④不動産に関わる支払い（土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場料等）
- ⑤事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入、買掛金、未払金の支払い
- ⑥現金との換金、金融機関への預け入れ、電子マネーへの入金
- ⑦たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造タバコ購入（電子タバコ含む）
- ⑧風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払い
- ⑨特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑩商品券の交換・売買
- ⑪その他、下松商工会議所が商品券の趣旨を考慮し、使用対象としてふさわしくないと判断したもの

7. 商品券取扱い厳守事項

- ①下松市内の「地域応援くだまる商品券2020」取扱店において使用期間内に限り利用可能
- ②商品券を使用した購入取引後の返品・返金はできない
- ③現金との引き換えはできない
- ④電子マネーへの入金はできない
- ⑤つり銭は支払われない
- ⑥盗難、紛失、滅失、汚損または偽造、模造等に対して発行者は責を負わない
- ⑦商品券の売買（インターネットオークションでの商品券の転売等）をしてはいけない

8. 取扱店の責務

- ①取扱店は、配付したポスターを掲示するなど当商品券の取扱店であることを、利用者が認識できるように明示すること
- ②取扱店において、本券を利用対象としない商品がある場合、利用者が認識できるように明示すること
- ③取引により商品券を受け取ったときは、再流出を防止するため券裏面に取扱店名を記入または押印することとし、既に店名の記載があるものは受取りを拒否すること
- ④回収した商品券を換金に回さず他の取扱店で使用しないこと
- ⑤取引に際し、提示された商品券が偽造されたものと判別できる場合は、商品券の受取りを拒否し、すみやかに警察へ通報するとともに、下松商工会議所まで連絡すること
- ⑥商品券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、取扱店が本事業の趣旨に反する行為をしてはならないこと
- ⑦その他、本事業の趣旨に反する行為は行わないこと
- ⑧当要項の各事項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否、取扱店登録の取り消し及び損害金等が生じる場合がある